

答 申 書

(答申第113号)

平成30年9月28日

福井県公文書公開審査会

第1 審査会の結論

第2の1に記載した公文書の公開請求に対して、第2の2のとおり福井県知事（以下「実施機関」という。）が一部公開決定をしたことは、妥当である。

第2 審査請求に至る経過

1 公開請求の内容

審査請求人は、平成28年6月13日付けで、福井県情報公開条例（平成12年福井県条例第4号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対し、次の内容の公文書の公開請求を行った。

過去に開かれた「核燃料税総会」に関する案内、会議録、資料および福井県の担当者の出席に係る復命書

2 実施機関の決定

実施機関は、平成28年7月27日付け税第338号により、次のとおり公文書一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。

[本件処分の内容]

	公文書の名称	文書No.	決定内容	公開しない部分	公開しない理由
1	平成23年度核燃料税関係団体連絡協議会総会及び現地研修会について（通知）	対象公文書1	一部公開	担当者の電子メールアドレス	下記理由1
2	平成23年度核燃料税関係団体連絡協議会総会について（通知）	対象公文書2	一部公開	担当者の電子メールアドレス	下記理由1
				「平成22年度事業報告について（議案1号）」の講演会の原子力有識者の氏名	下記理由2、下記理由3および下記理由4
3	平成23年度核燃料税関係団体連絡協議会総会の承認結果について（通知）	対象公文書3	一部公開	担当者の電子メールアドレス	下記理由1
4	復命書（平成24年8月2日）	対象公文書4	一部公開	担当者の電子メールアドレス	下記理由1
				<ul style="list-style-type: none"> ・「平成24年度核燃料税関係団体連絡協議会総会 協議事項」のうち「協議事項」および「提案理由、概要等」の内容ならびに「各道県からの回答」の各道県の回答の内容 ・「平成24年度核燃料税関係団体連絡協議会総会 協議事項」のうち提案道県以外の道県の名称（協議事項3、協議事項5（「各道県からの回答」の道県の名称を除く。）協議事項6、協議事項7、協議事項8、協議事項10、協議事項12および協議事項13に限る。） 	下記理由4および下記理由5

5	平成25年度核燃料税関係団体連絡協議会総会の開催について（通知）		公開		
6	復命書（平成25年5月30日）	対象公文書5	一部公開	<ul style="list-style-type: none"> ・「平成24年度事業報告について（議案第1号）」の「2 現地研修会」の内容の1行目 ・「平成25年度要望活動（議案第6号）」の表の道県の回答の内容および【意見等】の新潟県および愛媛県の意見の内容 ・「平成25年度核燃料税関係団体連絡協議会総会 協議事項」のうち「協議事項」および「提案理由、概要等」の内容ならびに「各道県からの回答」の各道県の回答の内容（協議事項1から協議事項10までに限る。） ・「平成25年度核燃料税関係団体連絡協議会総会 協議事項」のうち提案道県以外の道県の名称（協議事項1、協議事項3、協議事項6、協議事項8および協議事項9に限る。） ・「平成25年度核燃料税関係団体連絡協議会総会 協議事項」のうち協議事項4および協議事項10の添付資料の内容 	下記理由4および下記理由5
				担当者の電子メールアドレス	下記理由1
7	平成26年度核燃料税関係団体連絡協議会総会の開催について（通知）		公開		
8	復命書（平成26年5月30日）	対象公文書6	一部公開	<ul style="list-style-type: none"> ・「平成25年度事業報告について（議案第1号）」の「2 担当者会議」の内容の1行目 ・「平成26年度核燃料税関係団体連絡協議会総会 協議事項」のうち「協議事項」および「提案理由、概要等」の内容ならびに「各道県からの回答」の各道県の回答の内容および回答の内容に関するメモ（協議事項1から協議事項3までに限る。） ・「平成26年度核燃料税関係団体連絡協議会総会 協議事項」のうち提案道県以外の道県の名称（協議事項2に限る。） ・「平成26年度要望活動（議案第6号）」の表の道県の回答の内容 	下記理由4および下記理由5
				担当者の電子メールアドレス	下記理由1
9	平成27年度核燃料税関係団体連絡協議会総会の開催について（通知）（平成27年3月18日）		公開		
10	平成27年度核燃料税関係団体連絡協議会総会の開催について（通知）（平成27年4月8日）	対象公文書7	一部公開	担当者の電子メールアドレス	下記理由1

11	復命書（平成27年6月1日）	対象公文書8	一部公開	・「平成27年度核燃料税関係団体連絡協議会総会 協議事項」のうち「協議事項」および「提案理由、概要等」の内容ならびに「各道県からの回答」の各道県の回答の内容（協議事項1および協議事項3に限る。） ・「平成27年度核燃料税関係団体連絡協議会総会 協議事項」のうち提案道県以外の道県の名称（協議事項1に限る。） ・「平成27年度要望活動（議案第6号）」の表の道県の回答の内容	下記理由4および下記理由5
				担当者の電子メールアドレス（公表されているものを除く。）	下記理由1
12	平成28年度核燃料税関係団体連絡協議会総会の開催について（通知）	対象公文書9	一部公開	担当者の電子メールアドレス	下記理由1
13	平成28年度核燃料税関係団体連絡協議会総会	対象公文書10	一部公開	・「平成28年度核燃料税関係団体連絡協議会総会 協議事項」のうち「協議事項」および「提案理由、概要等」の内容 ・「平成28年度要望活動（議案第6号）」の表の道県の回答の内容	下記理由4および下記理由5
				担当者の電子メールアドレス（公表されているものを除く。）	下記理由1

<公開しない理由>

理由1 条例第7条第7号（事務執行情報）に該当

福井県、北海道、青森県、宮城県、福島県、茨城県、新潟県、石川県、静岡県、島根県、愛媛県、佐賀県または鹿児島県（以下「関係道県」という。）の連絡・通信の事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため

理由2 条例第7条第1号（個人情報）に該当

個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため

理由3 条例第7条第6号（審議・検討等情報）に該当

関係道県の内部または相互間の核燃料税の更新に係る審議、検討または協議に関する情報であって、公にすることにより、今後の核燃料税の更新時における核燃料税制度の構築に係る意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれまたは不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため

理由4 条例第7条第7号（事務執行情報）に該当

関係道県が行う核燃料税の更新等に係る事務に関する情報であって、公にすることにより、今後の核燃料税の更新等に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため

理由5 条例第7条第6号（審議・検討等情報）に該当

関係道県の内部または相互間の核燃料税の更新に係る審議、検討または協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換もしくは今後の核燃料税の更新時における核燃料税制度の構築に係る意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれまたは不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため

3 審査請求

審査請求人は、平成28年8月2日、本件処分を取り消し、全部公開することを求めて実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

実施機関は、平成29年9月22日付け税第513号で、条例第18条第1項の規定により、福井県公文書公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件審査請求について、諮問を行った。

第3 審査請求の内容

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分を取り消し、全部公開することを求めるものである。

2 審査請求の理由および主張

審査請求人が、審査請求書で述べている審査請求の理由および主張は、要約すると次のとおりである。

(1) 具体的内容に係る部分が、ほぼ黒塗りなのは不合理

開示された公文書は、具体的な協議内容のほとんどが黒塗りになっており、できる限りの情報を開示することをうたった情報公開の理念を著しく阻害するものである。

開示できないほど機密性の高い情報であるならば、「核燃料税関係団体連絡協議会」なる任意団体の会合で軽々しく協議すること自体が問題なのではないか。

恐らく実施機関は、原発立地道県の核燃料税の更新方針などの「手の内」をさらしたくないだけであろう。だが「核燃料税関係団体連絡協議会」では、電気事業連合会や総務省への要望活動の是非についても協議しており、原発立地道県や電力事業者の意思決定に一定程度の影響を与えている。意思決定の妥当性を検証できるよう、出来る限りの情報を開示すべきではないか。

(2) 実施機関の説明は全く信用できない

審査請求人は別の審査請求、異議申立てにおいて、核燃料税の更新を巡る実施機関の対応の問題点を指摘している。例えば、2006年の核燃料税更新時は電力事業者と協議した際の会議録を残していたのに、2011年は会議録を作成しなかったと主張している。過度な秘密主義、ご都合主義と呼ぶほかない。

また、間接的にはあるが、従来は公文書として保存していた核燃料税更新に係る情報について、意図的に記録に残さなかったのではないかとの話を聞いている。実施機関が保存している行政文書ファイルを確認すれば、真偽を簡単に確かめられるのではないか。残すべき記録を意図的に廃棄したのであれば、それは犯罪に等しい行為である。きちんとした調査を求めたい。

第4 実施機関の説明

実施機関が、弁明書および当審査会での説明聴取で述べている本件処分の理由は、要約すると次のとおりである。

1 協議事項の内容等について

(1) 条例第7条第7号（事務執行情報）の該当性について

法定外普通税である核燃料税は、地方公共団体がその必要性を判断し、独自の意味により地方税法に基づき定めることができるものである。5年ごとの核燃料税の更新に当たっては、その時々々の状況を考慮して、新たに課税客体、課税標準、税率等の課税方式の検討を行い、議会に条例案を上程し、議会は事業者からの意見聴取を踏まえて条例案を議決し、条例制定後は、総務大臣に協議を行い、同意を得なければならな

いとされている。

対象公文書4から対象公文書6まで、対象公文書8および対象公文書10には、関係道県の核燃料税更新に関する具体的な政策、スケジュール、問題点等の情報が記載されている。

こうした情報が公になると、関係道県が核燃料税の更新をする際に、利害関係者等外部から関係道県および電力事業者に対する様々な主張・行動・干渉等が生じるおそれがあり、ひいては、関係道県相互間および電力事業者・関係道県との信頼関係を損なうおそれがある。

このことにより、他道県および電力事業者に対して必要な情報提供等を求めた場合に十分な協力を得られないなど、今後の核燃料税の更新等に係る事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがある。

(2) 条例第7条第6号（審議・検討等情報）の該当性について

対象公文書4から対象公文書6まで、対象公文書8および対象公文書10を公にした場合、1（1）と同様の理由により、関係道県および電力事業者に対して様々な主張・行動・干渉等が向けられ、関係道県民、利害関係者等の間に不当に混乱を生じさせ、さらには、利害関係者等外部からの関係道県や国に対する様々な主張・行動・干渉等が生じ、関係道県が中立的な判断を行うことが不当に損なわれ、新たな条例案を審議・検討する上で支障が生じるおそれがある。

2 原子力有識者の氏名について

(1) 条例第7条第7号（事務執行情報）の該当性について

当該氏名が公になることにより、利害関係者等外部から有識者に対する様々な主張・行動・干渉等が生じるおそれがあり、ひいては、有識者と関係道県との信頼関係を損なうおそれがある。

このことにより、有識者に対して必要な意見等を求めた場合にも十分な協力を得られないなど、今後の核燃料税の更新等に係る事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがある。

(2) 条例第7条第6号（審議・検討等情報）の該当性について

当該氏名を公にした場合、2（1）と同様の理由により、県民、利害関係者等の間に不当に混乱を生じさせ、さらには、利害関係者等外部から関係道県や国などに対する様々な主張・行動・干渉等が生じ、県が中立的な判断を行うことが不当に損なわれ、新たな条例案を審議・検討する上で支障が生じるおそれがある。

(3) 条例第7条第1号（個人情報）の該当性について

非公開部分は、原子力有識者の氏名であり、特定の個人を識別することが可能な情報であるため、条例第7条第1号に該当する。

3 担当者の電子メールアドレスについて

(1) 条例第7条第7号（事務執行情報）の該当性について

当該メールアドレスは、各地方公共団体が個人に公務上割り当てているメールアド

レスであり、地方公共団体が行う連絡・通信の事務に関する情報である。これが開示された場合、迷惑メールが送られたり、いたずらや偽計等に使用されることで、外部との連絡に支障を来すなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は2011年の電力事業者との説明会の議事録が存在していないことについての疑義を主張しているが、「核燃料税関係団体連絡協議会総会」に係る本件処分との関連はない。

第5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人および実施機関の双方の主張を審査した結果、次のように判断する。

1 本件処分について

本件処分は、条例第7条第7号、同条第6号および同条第1号に掲げる非公開情報に該当することを理由に一部公開決定を行ったものである。

これに対して、審査請求人は、本件処分を取り消し、全部公開することを求めていることから、以下、本件処分の妥当性について検討する。

2 協議事項の内容等について

条例第7条第7号は、県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体または地方独立行政法人が行う事務または事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務または事業の性質上、当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものは、事務執行情報として公開しないと定めている。

核燃料税は、地方税法に規定する法定外普通税として、県がその必要性を判断し、独自に条例を定め、発電用原子炉の立地に伴う特別な財政需要に対応し、地方交付税で補填されない、残りの一般財源分の財政需要額を手当するために課税するものであり、更新の都度、その時々々の要請に応じた新しい課税の仕組みを慎重に検討することとされている。

対象公文書4から対象公文書6まで、対象公文書8および対象公文書10には、核燃料税関係団体連絡協議会総会の協議事項の内容等として、関係道県の核燃料税更新に関する具体的な政策、スケジュール、問題点等の情報が記載されている。

こうした情報が公になると、関係道県が核燃料税の更新をする際に、他道県においても同じ内容の検討を行っているのではないかと、他道県が過去に検討した内容が今後の更新において検討されるのではないかとといった憶測等から、利害関係者等外部から関係道県および電力事業者に対する様々な主張・行動・干渉等が生じるおそれがあり、関係道県相互間および電力事業者・関係道県間の信頼関係を損なうおそれがあると認められる。

このことにより、他道県および電力事業者に対して必要な情報提供等を求めた場合に十分な協力が得られないなど、今後の核燃料税の更新等に係る事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあると認められる。

したがって、対象公文書4から対象公文書6まで、対象公文書8および対象公文書1

0の非公開部分のうち、協議事項の内容等は、条例第7条第7号に該当するとした実施機関の説明は妥当であり、同条第6号について判断するまでもなく、非公開情報に該当すると認められる。

3 原子力有識者の氏名について

対象公文書2の原子力有識者の氏名を公にした場合、利害関係者等外部から有識者に対する様々な主張・行動・干渉等が向けられることにより、有識者が関係道県に対し率直な意見を述べることを躊躇するおそれがあると認められる。

このことにより、課税客体、課税標準、税率等の制度構築に当たり、有識者に対して必要な意見を求めた場合にも十分な協力を得られないなど、今後の核燃料税の更新等に係る事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあると認められる。

したがって、対象公文書2の非公開部分のうち、原子力有識者の氏名は、条例第7条第7号に該当するとした実施機関の説明は妥当であり、同条第6号および第1号について判断するまでもなく、非公開情報に該当すると認められる。

4 担当者の電子メールアドレスについて

対象公文書1から対象公文書10までの担当者の電子メールアドレスは、一般に公にされておらず、公にした場合、ダイレクトメールやウイルスメールを送信されることにより、庁内や外部の関係者との連絡に支障を来す等、関係道県の連絡・通信に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、対象公文書1から対象公文書10までの非公開部分のうち、担当者の電子メールアドレスは、条例第7条第7号の非公開情報に該当するとした実施機関の説明は妥当である。

5 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

6 まとめ

以上のことから、一部公開を行った実施機関の決定は妥当であると判断し、冒頭の結論に至った。

第6 審査の経過

当審査会は、本件審査請求に係る諮問について、下記のとおり審査した。

年 月 日	審 査 の 経 過
平成29年 9月22日	・ 諮問書の受理
平成29年 9月28日	・ 審議（第1回）
平成29年12月18日	・ 審議（第2回）
平成30年 3月19日	・ 実施機関からの説明聴取 ・ 審議（第3回）
平成30年 5月28日	・ 審議（第4回）
平成30年 7月30日	・ 審議（第5回）
平成30年 8月29日	・ 審議（第6回）
平成30年 9月28日	・ 答申

福井県公文書公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏 名	備 考
稲 田 真 紀	
川 村 一 司	会長職務代理者
北 島 三 男	
清 水 和 邦	会 長
前 田 清 作	